

《参考資料 1》

「新恵庭市史（仮称）」編さん業務委託
指名型プロポーザル実施要領

（趣 旨）

第 1 条 この要領は、恵庭市が発注する第 3 条に掲げる業務の委託事業者の選定を、プロポーザル方式で実施するため、基本的な事項を定めるものとする。

（定 義）

第 2 条 この要領での「プロポーザル方式」とは、業務の委託事業者の選定について、一定の条件を満たす事業者から企画提案書等（以下「提案書」という）の提出を求め、かつ、プレゼンテーションを実施し、提案内容の評価を行うことにより、当該委託業務の内容に最も適した委託事業者を選定する手続きをいう。

（対象業務）

第 3 条 プロポーザル方式の対象となる業務は、「新恵庭市史（仮称）編さん業務」であり、「恵庭市史」（昭和 54 年発刊）以降における本市の目覚しい発展の歴史を整理・記述すると共に、その後の遺跡発掘の成果及び市内外の諸研究や刊行物を参考にし、各分野における最新の成果を盛り込み、平成 32 年の発刊を目指し編さんするものであり、発刊直近年までの資料収集・調査、整理・分析、原稿執筆、監修、編集・校正、印刷・製本、納品業務を行う。

（新恵庭市史編さん業務委託事業者選定委員会の設置）

第 4 条 市長は、市史編さん業務の委託事業者をプロポーザル方式で適正かつ公正に選定するために、新恵庭市史編さん業務委託事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置するものとする。

2 選定委員会の設置に関しては、「新恵庭市史編さん業務委託事業者選定委員会設置運営要綱」で別に定める。

（選定方法）

第 5 条 選定は提案者によるプレゼンテーション、ヒアリング及び書類審査とし、下記のとおり実施する。

- （1）選定委員会は 2 回開催するものとする。
- （2）第 1 回選定委員会において、審査の詳細等の委託事業者選定に関する審査方法の決定を行う。
- （3）企画提案事業者からの提案書は、第 2 回選定委員会に先立ち、事前に各委員に配布する。

- (4) 第2回選定委員会において、提案事業者からのプレゼンテーションと企画提案書に関するヒアリングを行う。
- (5) プレゼンテーション、ヒアリング終了後、提案事業者から提出された企画提案書の採点を行う。

(審査項目)

第6条 審査における審査項目は、次のとおりとする。

- (1) 企画提案の内容について (60 点/100 点)
 - (2) 業務の実施方針、体制について (20 点/100 点)
 - (3) 過去における類似業務の実績について (10 点/100 点)
 - (4) 見積書の妥当性について (10 点/100 点)
- 2 小項目の配点は重要度の応じ10点満点と5点満点とし、10点満点の場合は2・6・10点を5点満点の場合は1.3.5点を《劣、普通、優》として記入することとする。なお企画提案書類に未記載があり、評価ができないと判断した場合は0点とすることができる。

(委託事業者の選定)

第7条 第5条第1項の規定により提案書が提出されたときは、その内容について選定委員会において、プレゼンテーションを行い評価するものとする。

- 2 選定委員会は、下記の項目のすべてを満たし、総合得点が最も高い事業者を業務委託事業者として選定し、市長に報告するものとする。
- ①各評価項目で選定委員の評価合計 0 点の項目がないこと。
 - ②各選定委員の評価総合点の平均が 50 点を超えていること。
- 3 プロポーザル参加意思表明者が 1 者のみの場合でも、選定委員会を開催し、プレゼンテーションを行い評価する。その際、第2項①及び②の規程を満たさなければならない。
- 4 入札金額の扱いは、上記評価の最高点者から入札書を提出させ、開示し、落札とする。ただし予定価格を上回った場合、その最高点者は失格とし、次点者から入札書を徴収、提出させ、予定金額以下であれば、落札とする。以下同様の扱いとする。
- 5 選定委員会は、最高点者を一者のみ選定する。

(選定結果の通知)

第8条 選定結果は、選定通知書により企画提案者全員に通知するものとする。

- 2 通知後の審査の経緯及び理由に関わる問い合わせには一切応じないものとする。

附 則

この要領は、平成26年5月19日から施行する。